

令和 2 年 4 月 24 日

保護者各位

三鷹市子ども政策部長 濱 仲 純 子

(公印省略)

保育施設における保育の利用及び保育料等の取扱いについて (5～6 月分)

日頃から、三鷹市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急事態宣言発出後、三鷹市では児童の安全・健康確保及び保育施設で働く職員の感染リスク軽減の観点から、最大限可能な限り家庭での保育をお願いしています。この間、自粛要請により多くのご家庭が登園を控えていただき、密とならないような環境の維持に努めておりますが、感染症の早期収束の見通しが見えない状況を踏まえ、引き続き令和 2 年 5 月 7 日から 6 月末までの間、ご家庭で保育をして頂いた場合は、保育料及び給食費については、登園した日分のみを徴収する日割り計算とさせていただきます。

なお、保育園の利用が真に必要なご家庭は、保育園での預かりを実施しますので、別紙「保育利用申請書」を保育園に提出してください。申請書は 5 月分については、4 月 28 日 (火) までに、6 月分については、5 月 28 日 (木) までに保育園にご提出願います。

7 月以降の取扱いについては、今後の感染症の状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。

【担当者連絡先】

三鷹市子ども政策部子ども育成課